

令和8年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和8年5月12日

湯沢市農業委員会

第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年5月12日(火) 午前9時30分

場所 湯沢市役所本庁舎 会議室41

開会 午前 9時36分

閉会 午前10時19分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	12番	沓澤 弥
2番	佐々木 昇	13番	加藤 エリ子
3番	伊藤 秀郎	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
7番	佐藤 昇	16番	高橋 忠雄
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	瀬川 等	19番	高橋 伸太郎(会長)
11番	麻生 良子		

2) 欠席した委員

4番	川崎 秀悦	9番	由利 幸悦
6番	姉崎 与志弘	17番	宮原 正明

3) 遅刻した委員

なし

19名中15名出席
(午前9時36分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高橋 和彦
主 事	西館 一輝

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 申請許可状況
- (4) 公共事業等に伴う転用の届出

3 議 案

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 湯沢市農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p>議 事</p> <p>開会宣言 午前9時36分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、4番 川崎 秀悦 委員、6番 姉崎 与志弘 委員、9番 由利 幸悦 委員、17番 宮原 正明 委員であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番 福嶋 富子 委員、2番 佐々木 昇 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案3件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p>
<p>議 長</p>	<p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p> <p>(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p>(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

<p>議 長</p> <p>高橋班長</p> <p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、3条賃貸借権設定 申請番号 第1号を審議しますので、5番水戸 義昭 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(5番 水戸 義昭 委員、退席) (午前9時42分)</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋班長、挙手) 高橋班長。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第1号は、面積が2,180㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>高橋班長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号 第1号について、申請のとおり許可することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(5番 水戸 義昭 委員、着席) (午前9時44分)</p> <p>次に、3条所有権移転 申請番号 第1号 を審議しますが、9番 由利 幸悦 委員は本日、欠席のため事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋班長、挙手) 高橋班長。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。3条所有権移転 申請番号 第1号は、</p>

	<p>面積が6,218㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。3条所有権移転 申請番号 第1号について、申請のとおり許可することといたします。</p> <p>次に、議案第7号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋班長。</p>
<p>高橋班長</p>	<p>議案書5ページから6ページをご覧ください。議事参与制限案件はありません。3条使用貸借権設定は3件で、面積は14,419㎡であります。申請事由は、申請番号 第1号は農業者年金受給継続のため、第2号、第3号は経営移譲のためであります。</p> <p>次に、議案書7ページから13ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条貸借権設定は24件で、面積は164,784.12㎡であります。申請事由は、第2号、第4号、第5号、第9号、第10号、第12号から第18号、第20号、第22号、第23号は経営縮小のため、申請番号 第11号は農業廃止のため、申請番号第19号、第21号は基盤法からの切替えのため、申請番号 第24号、第25号は農地中間管理事業からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書14ページから15ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条所有権移転は6件で、面積は12,379㎡であります。申請事由は、申請番号 第2号、第4号、第5号は経営縮小のため、第3号は農業廃止のため、第6号、第7号は農地の交換のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第7号 議事参与制限以外の「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高橋班長、挙手)</p> <p>高橋班長。</p>
高橋班長	<p>議案第8号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和8年5月12日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書17ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第1号及び促進計画整理番号（転借人へ）第17号は、私、19番 高橋 に関する案件、議案書22ページの農地中間管理事業（移転）第1号は、3番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席する必要があるため、審議に先立ち、ここで議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午前9時49分)</p>
議長(職務代理)	<p>休憩前に引き続き議事を再開いたします。(午前9時50分)</p> <p>それでは、議案書17ページの農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第1号及び促進計画整理番号（転借人へ）第17号を審議しますので、19番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、退席) (午前9時51分)</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋班長、挙手)</p>

議長(職務代理)	高橋班長。
高橋班長	<p>議案書17ページ をご覧ください。</p> <p>促進計画整理番号(転貸人へ)第1号及び促進計画整理番号(転借人へ)第16号の促進計画案は、賃貸借権が1件で、面積は11,459㎡、新規設定が1件であります。</p> <p>促進計画整理番号(転貸人へ)第2号、第3号及び促進計画整理番号(転借人へ)第17号の促進計画案は、賃貸借権が1件で、面積は10,731㎡、新規設定が1件であります。</p> <p>賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年6月30日となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長(職務代理)	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長(職務代理)	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(職務代理)	<p>全員挙手。農地中間管理事業促進計画整理番号(転貸人へ)第1号及び促進計画整理番号(転借人へ)第16号、促進計画整理番号(転貸人へ)第2号、第3号及び促進計画整理番号(転借人へ)第17号の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、着席) (午前9時53分)</p> <p>ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午前9時53分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、議事を再開いたします。(午前9時54分)</p> <p>次に、議案書22ページの農地売買等事業第1号を審議しますので、3番伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(3番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午前9時55分)</p>

	事務局より説明をお願いします。
議長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案書22ページをご覧ください。 農地売買等事業 第1号は、1件で、面積は9,910㎡であり、申請事由は、経営拡張であります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和8年6月30日となっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。農地中間管理事業(移転)第1号、について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 退席者の着席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前9時55分)
議長	次に、議案第8号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案書18ページから21ページをご覧ください。 議事参与制限以外の促進計画案について、議事参与制限以外の農地中間管理事業促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が13件で、面積は114,088㎡、新規設定が10件、再設定が3件であります。 促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権が11件、使用貸借権2件で、新規設定が8件、再設定が4件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書22ページから23ページをご覧ください。

農地売買等事業は6件で、面積は26,318㎡、申請事由は整理番号第2号、第3号は経営縮小のため、第4号、第5号は農業廃止のため、農地売買等支援事業による公社買入れ、第6号、第7号は、農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。

県の公告は令和8年6月30日となっております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。
賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第8号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。

次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

議長

高橋班長。

高橋班長

議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和8年5月12日提出。

5条 貸借権設定 申請番号第1号について説明させていただきます。
議案書25ページ、議案付属資料36ページから41ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡であります。

申請内容は、申請地において NTT ドコモ携帯電話基地局建設に伴い、申請地を借り受け隣接地に工事仮設ヤードを設置するための一時転用であります。4月12日第1回総会にて公共事業等に伴う届出で報告済です。

申請地は、■■■■■・■■■■■から北西へ約2.0km、■■■■■から西北西へ約2.0kmに位置しており東側及び北側は道路、西側は農地、南側は水路に隣接しております。

農地区分は、農用地区域内農地であります。

事業計画は、造成・盛土工事を行わず、敷鉄板により作業ヤード（資材置場、仮設事務所、仮設倉庫、仮設トイレ） \blacksquare ㎡を整備するものです。

事業費は、用地取得・借上経費 \blacksquare 円、造成・整地費 \blacksquare 円、施設・建物建設経費 \blacksquare 円、搬入費等諸経費 \blacksquare 円、合計 \blacksquare 円であり、全額自己資金で賄う計画で、資金は残高証明書により確認しております。

被害防除計画については、表土流出防止のため敷鉄板を設置し、汚水対策として仮設トイレ1基を設置する計画です。生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下、外周を単管とメッシュシートにより囲い、防護柵を設置する計画です。

復元工事については、事業期間内に実施し、細部については地権者と確認のうえ進める予定であり、復元に要する資金も自己資金となっております。なお、申請地を一体として利用する農地以外の土地（赤道や農道）については、建設課に確認済となっております。

許可判断として、一時転用でもあり当該農地は、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、農地法施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。

次に、申請番号第2号について説明させていただきます。

議案書25ページ、議案付属資料42ページから47ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市 \blacksquare 、地目は田、面積は \blacksquare ㎡であります。

申請内容は、現在従業員駐車場を店舗敷地の来客者駐車場スペースと併用しているところ、来客数の増加により駐車スペースが不足している状況であり、既存駐車場における来客者駐車場スペースを確保するため、従業員駐車場及び取引業者用駐車場を新たに整備するための転用であります。

申請地は、 \blacksquare から北北西へ約0.8km、 \blacksquare から北西へ1.2kmに位置し、東側及び西側は宅地、南側及び北側は道路に隣接しております。

農地区分は、都市計画区域・第2種住居地域であることから第3種農地であると判断と判断します。

事業計画は、盛土 \blacksquare m、土量 \blacksquare ㎡の造成盛土工事を行い、約 \blacksquare 台分の駐車場 \blacksquare ㎡を整備するものです。

事業費は、借上経費 \blacksquare 円/年額、造成・整地経費 \blacksquare 円、設計費 \blacksquare 円、搬入費等諸経費 \blacksquare 円、計 \blacksquare 円であり、全額自己資金で賄い、残高証明書により確認しております。

被害防除計画については、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わず、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、都市計画第2種居住地域であることから第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていることから、許可

相当と判断できると考えます。

次に、申請番号第3号について説明させていただきます。

議案書25ページ、議案付属資料48ページから53ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡であります。

申請内容は、申請人（賃借人）は現在、隣接地で輪店を営んでいるが、事業拡大に伴い現敷地では駐車場及び展示スペースが手狭となっているため、隣接する申請地を賃借し、駐車場及び展示スペースとして一体的に利用するための転用であります。なお、申請地については、既に駐車場及び展示スペースとして一部整備・利用されており違反転用の状態であるが、顛末書が提出されていることから申請を受理することとしました。

申請地は、■■■■■から南南東へ約1.6km、■■■■■から南へ2.2kmに位置し、東側は道路、西側及び北側は農地、南側は宅地に隣接しております。

農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断と判断します。

事業計画は、盛土■■■■■m、土量■■■■■㎡の造成盛土工事を行い、敷砂利による約■■■■■台分の駐車場及び展示スペース■■■■■㎡を整備するものです。

事業費は、借上経費■■■■■円/年額、造成・整地経費■■■■■円、計■■■■■円であり、全額自己資金で賄い、残高証明書により確認しております。

被害防除計画については、西側及び北側に緩衝地を設け、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、第2種農地（その他農地）に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無いことから（農地法第4条第6項第2号または第5条第2項第2号）、やむを得ないものと判断できると考えます。

次に、5条所有権移転、申請番号第1号について説明させていただきます。議案書26ページ、議案付属資料54ページから58ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡であります。

申請内容は、申請人（譲受人）は昭和46年4月から建設機械・除雪用車両等のリース、修理及び販売を行っている。また事業の一環として小型建設機械や除雪機械等の仕入れも行っているが、現在の保管場所が手狭となっていることから、会社から2.9km離れているものの、広さ及び形状も良好である申請地において、新たに駐車場等を整備するための転用であります。

申請地は、■■■■■・■■■■■から南東へ約0.7km、■■■■■から北へ約1.5kmに位置し、東側は農地、西側は宅地、北側は通路、南側は水路に隣接しております。

	<p>農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断します。</p> <p>事業計画は、造成・盛土工事を行わず敷砂利により整備し、ユニットハウス1棟、積み下ろしスペース及び駐車場（小型建設機械や除雪機械■台）■m²を整備するものです。</p> <p>事業費は、用地取得・借上経費■円、造成・整地経費■円、測量・登記経費■円、計■円であり、全額自己資金で賄い、残高証明書により確認しております。</p> <p>被害防除計画については、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わず、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。</p> <p>許可判断として、都市計画第1種住居地域であることから第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていることから、許可相当と判断できると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、5番 水戸 義昭 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(5番 水戸 義昭 委員、挙手)</p> <p>5番 水戸 義昭 委員。</p>
5 番	<p>議案第9号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月27日、7番 佐藤 昇 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、5条賃貸借権 申請番号第3号については、申請地の一部が駐車場及び展示場として使用されている状況でありました。</p> <p>それ以外の案件については、事前着工もなく周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第9号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第9号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断</p>

を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長


全員挙手。異議ないものと認め、議案第9号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。

これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

(午前10時16分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和8年5月12日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 1番 福嶋富子 

署名委員 2番 佐々木 昇 